

特定（産業別）最低賃金について

1 基本的な考え方

- ① 関係労使が
- ② 労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から
- ③ 地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の設定を必要と認めたものに限定して設定される。
すなわち、特定（産業別）最低賃金は、関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第15条第1項の規定の手続による関係労使の申出を経て審議会が決定等の必要性を審議するものである。

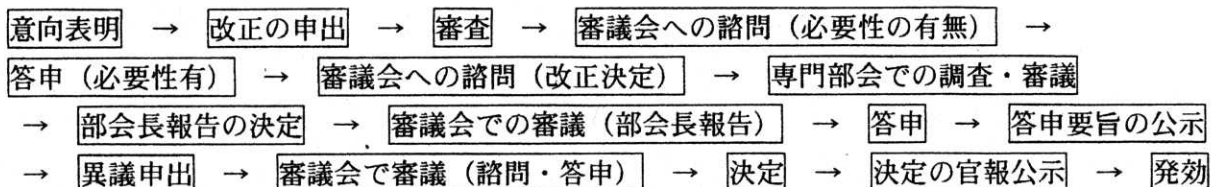
2 申出のケース

- ① 労働協約ケース
同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合
- ② 公正競争ケース
事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

3 改正の申出の要件

- ① 労働協約ケース
一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受けている場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受けている場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意により行われる申出であること。
- ② 公正競争ケース
事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出（同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む。）であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

4 決定等の手続



5 専門部会委員の任期

専門部会委員の任期は、労働局長による任命日から最低賃金専門部会廃止までの間である。最低賃金審議会令第6条第7項「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされているので、令和5年1月以降に開催される最初の広島地方最低賃金審議会にて特定（産業別）最低賃金専門部会の廃止決定がなされる予定である。

広労発基 0805 第 7 号

令和 4 年 8 月 5 日

広島地方最低賃金審議会

会長 三 井 正 信 殿

広 島 労 働 局 長

阿 部 充

広島県特定最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 6 号）
- 6 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 7 号）
- 7 広島県自動車小売業最低賃金（平成 20 年広島労働局最低賃金公示第 9 号）

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和3年7月2日から施行する。

広島地方最低賃金審議会

令和 4 年 7 月 1 日

令和 4 年度広島地方最低賃金審議会の運営について

令和 4 年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。

記

- 1 広島県最低賃金については、10月1日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 2 特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 3 第1回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で行うこととする。
- 4 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第6条第5項の運用について」によるものとする。

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会の令和3年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。
- 2 各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。
- 3 本審議会によるあらかじめの議決は、専門部会において1回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第6条第5項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。
- 4 特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。
- 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告

平成 14 年 12 月 6 日

本全員協議会は、平成 13 年 4 月 20 日に中央最低賃金審議会から付託を受け、同年 5 月 29 日から平成 14 年 12 月 6 日までの間、計 12 回にわたり鋭意審議を重ねた結果、全会一致で別添のとおり報告を取りまとめた。

本全員協議会は、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮しつつ、今般の結論に沿った改善を行うことを期待する。

産業別最低賃金制度の改善について

1 基本的な考え方

産業別最低賃金については、「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について（昭和 61 年 2 月 14 日中央最低賃金審議会答申）」（以下「昭和 61 年答申」という。）に基づき、旧産業別最低賃金から現行の産業別最低賃金への転換がなされ、その後、「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告（平成 4 年 5 月 15 日中央最低賃金審議会了承）」及び「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告（平成 10 年 12 月 10 日中央最低賃金審議会了承）」（以下「平成 10 年報告」という。）等により逐次改善されてきたところである。

一方、我が国の経済社会は、長引く景気の低迷、国際競争の激化、産業の空洞化、サービス産業化の動きが進展する中で産業構造が変化するとともに、パートタイム労働者、派遣労働者等の増加など雇用形態や就業形態も多様化し、産業別最低賃金を取り巻く環境は大きく変化しているところである。

こうした中で、平成 10 年報告において、「産業別最低賃金制度のあり方については今後時機を見てさらなる議論を深め、審議していくことが適当である」とされたことを踏まえ、使用者側からの問題提起により、平成 13 年 4 月に中央最低賃金審議会に産業別最低賃金制度全員協議会が設置され、同年 5 月から産業別最低賃金制度の在り方について累次にわたり審議を行ってきたところである。

審議においては、使用者側は廃止論を主張する一方、労働者側が継承・発展論を主張し、付記にあるように労使の意見には大きな隔たりがあった。

しかしながら、産業別最低賃金が現実に制度として存在し、実際に関係者から運用面の課題に関する様々な指摘があることを踏まえると、労使それぞれの立場はあるものの、産業別最低賃金制度を改善することは重要であることから、産業別最低賃金設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ発揮を中心とした改善の在り方について検討を行った結果、今般の結論に達したものである。

今後、法改正を伴う事項も含めた産業別最低賃金制度の在り方については、時機を見て新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当である。

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

産業別最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めたものについて設定することを基本としていることから、関係労使のイニシアティブをより発揮させるという観点を中心に、以下の改善が図られることが必要である。

地方最低賃金審議会においては、関係労使がイニシアティブを十分に発揮することにより、一層円滑な審議と運用がなされることを期待するものである。

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

産業別最低賃金の決定、改正又は廃止（以下「決定等」という。）に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者（使用者団体を含む。）又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議（以下「必要性審議」という。）について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

④ 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

産業別最低賃金の周知及び履行確保について、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格にかんがみ、行政の役割

とあいまって、当該産業別最低賃金が適用される関係労使がその自主的な努力により、産業別最低賃金の周知及び履行確保に努めることが望ましい。

(2) その他の改善

① 労働協約ケースによる申出に向けた努力

平成10年報告を踏まえ、関係労使の努力により労働協約ケースが増加してきているところであるが、今後においても平成10年報告の再確認を通じ、公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて一層努めることとする。

なお、公正競争ケースによる申出において、申出者は平成10年報告を踏まえ、賃金格差の存在を疎明するための資料の一層の充実を図ることとする。

② 適用労働者数の要件

「新しい産業別最低賃金の運用方針（昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申）」において、新しい産業別最低賃金については「相当数の労働者に当該最低賃金の適用が見込まれるものでなければならない」とされていること、また、昭和61年答申における新産業別最低賃金への転換に係る経過措置として「相当数の労働者」の範囲については、地方最低賃金審議会において、原則として1,000人程度を基準として、地域の実情に応じ決定するものとする」とされていることを考慮し、産業別最低賃金における「相当数の労働者」の範囲についても、原則として1,000人程度とし、地域、産業の実情を踏まえ、1,000人程度を下回ったものについては、申出を受けて、地方最低賃金審議会において、廃止等について調査審議を行うこととする。

③ 適用労働者数等の通知

産業別最低賃金の決定等に関する申出の意向表明があった場合には、適用労働者数等を労使双方で確認できるようにするため、当該申出の意向表明後速やかに、最低賃金審議会事務局から当該産業別最低賃金の基幹的労働者である適用労働者数等を明示し、関係労使に通知することとする。

④ 産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討

地域別最低賃金の表示単位期間については、平成14年度からすべての都道府県で時間額単独方式に移行したところであり、産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式への移行についても、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

3 付記事項

今回の検討の過程で、労使各側からの主要な意見を次のとおり付記する。

(1) 使用者側意見

産業別最低賃金は、「労働条件の向上又は公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者につき地域別最低賃金より高い最低賃金を必要と認めるときに設定」するものとされているが、「労働条件の向上」については、我が国の賃金水準は先進諸国の中でトップクラスであり、第三者の関与の下に継続すべき理由は乏しい。また、「公正競争の確保」についても経済のグローバル化が進展する中、国内における事業の公正競争の確保はほとんど意味を失っており、「基幹的労働者」について普通の労働者以上の最低賃金を設定することは地域別最低賃金がある以上、最低賃金法第1条に照らしてそぐわない。

とりわけ、経済のグローバル化による産業空洞化が進む中で、産業別最低賃金が数多く設定されている「ものづくり産業」は、極めて厳しい状況にあり、国内における公正競争の確保の意義が薄らいでいるとともに、早急に産業別最低賃金を含めた既存のシステムを見直す構造改革を行わないと世界の中で取り残される状況にある。また、雇用・失業情勢への影響も極めて大きい。もはや産業別最低賃金は企業内労使以外の場で決定すべき必要性が高いものとして維持する時代ではない。

さらに、地域別最低賃金において賃金の低廉な労働者の最低額は保障されており、産業別最低賃金は屋上屋を重ねるものであるとともに、セーフティネットの確保については、地域別最低賃金のみで最低保障を決める方が分かりやすい。

したがって、産業別最低賃金制度は廃止すべきである。

また、制度が廃止されない段階においては、地域、産業の実情を踏まえ、必要性の乏しい個別の産業別最低賃金については廃止、その他については引下げ又は凍結を含め柔軟に対応すべきである。

(2) 労働者側意見

地域別最低賃金はすべての労働者に適用される賃金の最低基準を、産業別最低賃金は産業別の基幹的労働者に適用される賃金の最低基準をそれぞれ決定するものであり、二つの制度が相互に補完しあいながら存在することで、最低賃金の実効性を高め賃金の下落の防止を図るとともに、賃金格差の是正を果たす役割を担っている。特に、最低賃金の対象者の賃金水準は、先進諸国の中でも決して十分ではないことを認識すべきである。

また、産業間格差がある以上、産業ごとの賃金実態を踏まえたセーフティネットとして産業別最低賃金の設定の意義があるほか、産業別最低賃金は、

労働組合の組織化が進んでいない産業の中小企業の労働者にもその適用が及ぶなど、団体交渉の補完的な役割を果たしており、賃金の低廉な労働者の労働条件の向上に寄与しているところである。

さらに、経済のグローバル化の進展の下、国内における企業間競争は激化し、企業はコスト削減策の一つとして賃金引下げを始めとする人件費削減を行っており、賃金の下落の動きが拡大するとともに、パートタイム労働者等の増加などにみられるように、雇用形態が多様化しており、働き方の多様化に対応した公正処遇を確保する必要がある。特に、一般労働者とパートタイム労働者等との賃金格差が拡大しており、賃金の不当な引下げを防止し、事業の公正競争の確保を図る観点から、産業別最低賃金の機能強化が求められる。

このため、産業別最低賃金として現行申出要件を維持し、今後は介護・福祉や医療の分野、交通運輸分野など第三次産業分野へ拡大するとともに、労働力の流動化や雇用形態・就労形態の多様化に対応できるよう、現行制度の機能強化の視点に立って、産業別最低賃金を更に発展させるべきである。

中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会
報告改善項目について（運営小委員会座長報告）

（平成 16 年 3 月 23 日広島地方最低賃金審議会了承）

当小委員会は、平成 15 年 11 月 4 日、第 419 回広島地方最低賃金審議会において付託された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告改善項目について審議を行った結果、下記のとおり結論に達したので報告する。

記

○関係労使のイニシアティブの一層の発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

当審議会は、使用者側委員が関係使用者団体等に当該産業別最低賃金の必要性等に係る意向を確認のうえ、必要性審議を行っている。また、申出者側から労働協約の相手方に対し文書又は口頭で申出の事実を伝えており、今後も円滑な審議を行うため、関係労使当事者間の意思疎通に努めることとする。

② 関係労使の参加による必要性審議

当審議会は、平成 11 年度には検討小委員会に関係労使の出席を求めて産業別最低賃金の適用がある産業の実情把握を行う等、必要に応じ関係労使の意見聴取を行っているが、今後も中小企業等関係労使の参加に配慮しつつ、必要性に関する調査審議を従来どおり本審において行うこととする。

③ 金額審議における全会一致の決議に向けた努力

当審議会の金額審議における全会一致の決議率が、全国平均を下回っている現状に鑑み、今後は、金額に関する調査審議について全会一致の議決に至るよう一層努力することとする。

なお、金額審議において全会一致の結論に至らない場合には、議論を尽くすために可能な限り審議を重ねることとする。

④ 関係労使の自主的な努力による周知及び履行確保

関係使用者団体及び労働団体は、広報誌、機関紙へ最低賃金に係る記事を掲載し、また、労働相談等を行うなどにより最低賃金の周知及び履行の確保を図っているが、今後も行政の役割と相俟って自主的な努力を行っていくこととする。

○その他の改善

① 労働協約ケースによる申出に向けた努力

当審議会では、平成 12 年度に「製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金」が公正競争ケースから労働協約ケースに移行しており、今後も労働協約ケースによる申出に向けて一層努力することとする。

② 適用労働者の要件

当審議会では、平成 14 年度に「織物、染色整理、綱・綱製造業最低賃金」を廃止しており、当面廃止を検討すべき対象はないと思われるが、今後、適用労働者数が 1,000 人を下回るものが生じた場合は、当該産業の実情等を踏まえ、申出を受けて廃止等の調査審議を行うこととする。

③ 適用労働者数の通知

産業別最低賃金の適用労働者数は、従来どおり事務局が年度末に開催される本審において本審資料として示すものとする。

なお、申出の意向表明後に企業進出、企業倒産等による大幅な適用労働者数の変動があった場合は、変動把握後の直近の審議会等において、その取扱いを協議することとする。

④ 産業別最低賃金の表示単位期間の時間額単独方式の検討

当審議会では、労働者側は、時間額単独方式への移行に異論はないが、使用者側において、移行の是非及び移行した場合の金額審議方法等を現在も検討中であるため、平成 16 年度の産業別最低賃金の審議開始前までに、時間額単独方式の移行に係る結論を出すこととする。

令和4年賃金改定状況調査結果

< 調査の概要 >

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,861 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（令和2年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,251	1,395	26.6%
B ランク	3,844	1,154	30.0%
C ランク	3,633	1,150	31.7%
D ランク	3,133	1,039	33.2%
合計	15,861	4,738	29.9%

4. 集計労働者 30,533 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和4年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和4年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和2年度分、令和3年度分〕
- ホ 賃金改定の状況〔令和4年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和4年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和3年6月分、令和4年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和3年6月分、令和4年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和3年6月分、令和4年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業							
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所					
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合				
A	100.0	36.8	2.0	45.7	15.5	100.0	30.4	3.1	50.2	16.3	100.0	35.9	2.7	47.8	13.6	100.0	41.3	1.1	38.8	18.8
B	100.0	34.7	0.5	50.4	14.5	100.0	37.3	0.5	45.6	16.6	100.0	27.7	0.3	57.3	14.7	100.0	35.8	0.9	47.1	16.2
C	100.0	37.7	1.1	45.9	15.2	100.0	37.4	0.8	45.1	16.8	100.0	32.1	1.3	50.3	16.2	100.0	49.4	0.0	41.7	8.9
D	100.0	39.2	1.2	45.7	13.9	100.0	42.7	0.0	41.8	15.5	100.0	33.5	2.0	49.7	14.9	100.0	51.3	0.0	37.3	11.4
計	100.0	36.9	1.3	46.8	15.0	100.0	35.1	1.6	46.9	16.4	100.0	32.7	1.7	50.8	14.7	100.0	43.2	0.7	40.8	15.3
R3年	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1
(%)																				
ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)							
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所					
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施しない事業所の割合	1～6月に賃金改定を実施した事業所の割合				
A	100.0	30.7	0.9	48.3	20.2	100.0	24.3	1.1	54.0	20.7	100.0	59.7	1.2	28.9	10.2	100.0	36.9	2.6	49.9	10.7
B	100.0	25.5	0.8	57.6	16.1	100.0	24.1	1.2	59.7	15.0	100.0	63.0	0.0	28.1	8.9	100.0	42.6	0.0	44.9	12.6
C	100.0	27.7	0.0	53.2	19.1	100.0	24.9	2.5	55.6	17.0	100.0	69.3	0.5	19.8	10.4	100.0	39.9	2.7	46.0	11.5
D	100.0	29.4	0.6	54.1	15.9	100.0	30.9	0.6	56.1	12.4	100.0	64.1	0.6	22.8	12.5	100.0	41.6	2.4	45.8	10.2
計	100.0	28.6	0.6	52.4	18.3	100.0	25.4	1.4	55.9	17.3	100.0	63.2	0.7	25.8	10.3	100.0	39.8	2.0	47.0	11.2
R3年	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所							賃金引下げ実施事業所							賃金改定実施事業所及び連結事業所の合計											
	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業 小売業	学術研 究・ 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)		
A	3.7	3.3	3.3	4.5	5.1	3.8	3.2	3.1	-15.5	-9.0	-12.7	-16.3	-19.6	-16.7	-45.8	-15.4	1.0	0.7	0.9	1.7	1.4	0.7	1.4	0.7	0.7	
B	3.1	3.0	3.2	3.3	3.7	3.3	2.6	3.3	-14.7	-2.0	-8.5	-11.6	-30.0	-15.0			1.0	1.1	0.8	1.1	0.7	0.6	1.7	1.4		
C	3.5	3.7	3.0	4.1	4.2	2.3	3.2	4.4	-10.8	-6.5	-5.8				-21.9	-18.6	-9.4	1.2	1.3	0.9	2.0	1.2	0.0	2.1	1.5	
D	3.9	4.6	3.0	3.4	4.9	7.4	3.0	4.2	-23.0		-15.6							1.3	2.0	0.7	1.7	1.1	2.2	1.9	0.9	
計	3.5	3.5	3.2	4.0	4.6	4.0	3.1	3.7	-15.6	-8.2	-11.8	-15.1	-27.6	-18.9	-36.7	-17.5	1.1	1.1	0.8	1.6	1.1	0.8	1.1	0.8	1.7	1.1
R 3 年	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	0.0	1.5	1.0	

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.3%	2.5%	4.5%	0.64	1.4%	2.3%	4.0%	0.57	1.5%	2.2%	3.6%	0.48	1.5%	3.0%	4.3%	0.47
B	1.0	2.0	4.1	0.78	1.1	2.0	4.0	0.73	1.0	1.9	4.2	0.84	1.4	2.3	3.6	0.48
C	1.0	2.1	4.0	0.71	1.5	2.6	4.0	0.48	1.0	2.0	3.2	0.55	1.2	2.9	4.4	0.55
D	1.0	2.0	3.9	0.73	1.2	2.0	5.8	1.15	1.0	1.7	3.5	0.74	1.0	1.5	3.5	0.83
計	1.1	2.1	4.2	0.74	1.3	2.2	4.0	0.61	1.0	2.0	3.5	0.63	1.3	2.6	4.2	0.56
R 3 年	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業(他に分類されないもの)			
	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数	第1. 四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3. 四分位数 (Q3)	分散係数
A	2.0%	4.0%	7.8%	0.73	1.8%	3.0%	5.0%	0.53	1.0%	2.0%	4.0%	0.75	1.0%	2.0%	3.7%	0.68
B	1.1	2.5	5.0	0.78	1.1	2.1	5.5	1.05	1.0	1.6	3.2	0.69	1.0	2.0	4.1	0.78
C	1.0	2.7	5.3	0.80	1.0	2.0	3.0	0.50	0.9	1.6	4.0	0.97	1.0	2.6	5.0	0.77
D	1.0	2.4	4.6	0.75	1.4	4.7	5.8	0.47	1.0	2.0	3.5	0.63	1.4	2.5	4.5	0.62
計	1.2	3.1	5.3	0.66	1.2	3.0	5.0	0.63	1.0	1.9	3.6	0.68	1.1	2.1	4.2	0.74
R 3 年	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)

性 ランク	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業(他に分類されないもの)																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月	R3年 6月	R4年 6月																	
男	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1
女	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7
計		1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6
男	A	1,746	1,768	1.3	0.8	1,807	1,830	1.3	1.1	1,746	1,760	0.8	0.9	2,039	2,069	1.5	-1.1	1,355	1,368	1.0	-0.7	1,502	1,544	2.8	1.7	1,790	1,817	1.5	2.7	1,869	1,898	1.6	1.5
	B	1,548	1,558	0.6	-0.3	1,597	1,618	1.3	0.1	1,511	1,514	0.2	-0.4	1,769	1,800	1.8	-1.1	1,276	1,292	1.3	1.2	1,301	1,279	-1.7	-3.8	1,856	1,873	0.9	-0.1	1,559	1,565	0.4	-0.5
計		1,444	1,456	0.8	0.2	1,456	1,468	0.8	1.0	1,471	1,489	1.2	0.3	1,728	1,725	-0.2	0.7	1,131	1,134	0.3	0.3	1,206	1,207	0.1	0.7	1,567	1,595	1.8	0.1	1,512	1,515	0.2	-0.3
女	A	1,382	1,400	1.3	0.2	1,424	1,434	0.7	0.5	1,360	1,373	1.0	0.9	1,716	1,739	1.3	0.6	1,136	1,177	3.6	-1.1	1,287	1,298	0.9	-1.8	1,471	1,489	1.2	0.1	1,398	1,428	2.1	0.1
	計	1,578	1,594	1.0	0.4	1,624	1,643	1.2	0.8	1,569	1,581	0.8	0.5	1,880	1,903	1.2	-0.5	1,256	1,272	1.3	-0.2	1,360	1,375	1.1	-0.3	1,713	1,737	1.4	1.3	1,641	1,659	1.1	0.4
女	A	1,351	1,375	1.8	0.4	1,204	1,241	3.1	2.0	1,345	1,363	1.3	0.2	1,703	1,741	2.2	-0.7	1,192	1,216	2.0	-0.1	1,242	1,249	0.6	0.0	1,447	1,476	2.0	0.8	1,424	1,440	1.1	1.0
	B	1,199	1,221	1.8	0.5	1,152	1,183	2.7	0.8	1,145	1,162	1.5	0.5	1,248	1,265	1.4	-0.2	1,028	1,034	0.6	0.6	1,067	1,063	-0.4	2.2	1,448	1,485	2.6	0.5	1,221	1,256	2.9	0.7
計		1,128	1,151	2.0	0.6	1,013	1,041	2.8	1.2	1,125	1,148	2.0	0.4	1,224	1,249	2.0	2.7	976	988	1.2	0.4	1,088	1,116	2.6	-1.1	1,296	1,322	2.0	0.8	1,122	1,148	2.3	-0.2
女	D	1,077	1,102	2.3	0.6	1,000	1,026	2.6	1.4	1,054	1,082	2.7	0.4	1,269	1,270	0.1	1.6	916	930	1.5	0.1	1,091	1,076	-1.4	0.2	1,200	1,239	3.3	0.3	1,102	1,119	1.5	2.5
	計	1,220	1,244	2.0	0.5	1,115	1,146	2.8	1.4	1,197	1,218	1.8	0.3	1,466	1,493	1.8	0.2	1,055	1,071	1.5	0.2	1,145	1,151	0.5	0.3	1,369	1,400	2.3	0.7	1,257	1,279	1.8	0.9

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業						宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額			賃金上昇率			1時間当たり賃金額								
	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月	R3年	R4年	6月												
産業計	A	1,521	1,543	1.4	0.5	1,583	1,610	1.7	1.4	1,544	1,559	1.0	0.5	1,863	1,897	1.8	-1.1	1,247	1,268	1.7	-0.3	1,332	1,349	1.3	0.6	1,488	1,517	1.9	1.3	1,690	1,712	1.3	1.3															
	B	1,348	1,365	1.3	0.1	1,443	1,465	1.5	0.0	1,310	1,322	0.9	0.0	1,487	1,509	1.5	-1.0	1,100	1,110	0.9	0.7	1,132	1,125	-0.6	-0.2	1,514	1,546	2.1	0.4	1,420	1,437	1.2	-0.1															
	C	1,257	1,277	1.6	0.5	1,264	1,284	1.6	1.4	1,286	1,307	1.6	0.2	1,463	1,477	1.0	1.1	1,023	1,031	0.8	0.5	1,125	1,145	1.8	-0.4	1,331	1,356	1.9	0.8	1,367	1,382	1.1	-0.3															
	D	1,202	1,225	1.9	0.3	1,267	1,284	1.3	0.9	1,200	1,221	1.8	0.6	1,518	1,528	0.7	0.5	974	995	2.2	-0.3	1,178	1,181	0.3	-1.1	1,226	1,264	3.1	0.3	1,273	1,296	1.8	0.7															
計	1,371	1,392	1.5	0.4	1,431	1,454	1.6	1.0	1,374	1,391	1.2	0.4	1,666	1,691	1.5	-0.5	1,116	1,133	1.5	0.1	1,218	1,228	0.8	0.0	1,412	1,443	2.2	0.8	1,487	1,507	1.3	0.6																
一般	A	1,738	1,761	1.3	0.7	1,742	1,769	1.5	1.3	1,786	1,799	0.7	0.7	1,940	1,975	1.8	-0.8	1,527	1,548	1.4	-1.7	1,512	1,533	1.4	1.4	1,584	1,612	1.8	1.8	1,870	1,889	1.0	1.5															
	B	1,536	1,557	1.4	-0.1	1,549	1,573	1.5	0.0	1,525	1,535	0.7	-0.1	1,595	1,627	2.0	-1.0	1,370	1,385	1.1	0.9	1,288	1,278	-0.8	-0.5	1,642	1,683	2.5	0.9	1,544	1,554	0.6	-0.9															
	C	1,420	1,441	1.5	0.4	1,357	1,378	1.5	1.5	1,480	1,502	1.5	0.0	1,563	1,579	1.0	1.3	1,257	1,251	-0.5	1.4	1,264	1,296	2.5	0.1	1,419	1,451	2.3	0.7	1,478	1,489	0.7	-0.7															
	D	1,324	1,351	2.0	0.5	1,342	1,362	1.5	1.2	1,336	1,361	1.9	0.6	1,591	1,603	0.8	0.7	1,117	1,167	4.5	-0.5	1,252	1,263	0.9	0.1	1,300	1,339	3.0	0.9	1,335	1,354	1.4	0.4															
計	1,548	1,571	1.5	0.5	1,547	1,570	1.5	1.0	1,580	1,597	1.1	0.4	1,758	1,787	1.6	-0.3	1,353	1,372	1.4	-0.1	1,369	1,384	1.1	0.6	1,496	1,531	2.3	1.2	1,613	1,629	1.0	0.3																
パート	A	1,223	1,245	1.8	0.3	1,139	1,165	2.3	2.4	1,178	1,195	1.4	0.2	1,461	1,491	2.1	-3.8	1,146	1,169	2.0	0.2	1,080	1,093	1.2	-0.4	1,408	1,439	2.2	0.7	1,241	1,268	2.2	0.2															
	B	1,072	1,085	1.2	0.4	1,071	1,090	1.8	0.3	1,032	1,046	1.4	0.2	1,173	1,172	-0.1	-0.7	999	1,008	0.9	0.6	999	993	-0.6	0.3	1,287	1,302	1.2	-0.2	1,128	1,165	3.3	2.3															
	C	1,007	1,024	1.7	0.4	974	994	2.1	1.0	997	1,018	2.1	0.7	1,055	1,065	0.9	0.1	949	962	1.4	-0.2	960	965	0.5	-1.0	1,167	1,180	1.1	1.0	1,030	1,060	2.9	2.2															
	D	974	989	1.5	-0.2	986	994	0.8	-1.5	969	984	1.5	0.7	1,064	1,071	0.7	-0.4	903	909	0.7	-0.1	1,033	1,019	-1.4	-3.4	1,053	1,088	3.3	-1.2	1,032	1,068	3.5	2.6															
計	1,106	1,123	1.5	0.2	1,066	1,088	2.1	1.1	1,069	1,085	1.5	0.4	1,257	1,265	0.6	-1.7	1,028	1,043	1.5	0.2	1,025	1,028	0.3	-0.8	1,298	1,319	1.6	0.3	1,140	1,171	2.7	0.8																

(円、%)

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	82.0	4.3	1.1	12.5
B	100.0	80.2	7.6	1.5	10.7
C	100.0	82.3	5.2	2.7	9.8
D	100.0	74.9	8.7	3.2	13.2
計	100.0	80.5	5.9	2.0	11.6
R 3 年	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	14.8	1.7	11.8	62.9	8.7	100.0	15.7	0.8	11.8	63.7	7.9	100.0	12.9	2.1	10.5	67.4	7.2	100.0	20.7	1.3	18.2	49.1	10.6
B	100.0	12.7	1.7	15.1	62.6	7.9	100.0	12.1	5.0	13.8	59.5	9.6	100.0	12.6	1.0	17.3	62.3	6.8	100.0	13.7	0.0	14.3	60.1	11.9
C	100.0	17.0	1.6	13.8	61.3	6.3	100.0	21.3	1.5	13.0	59.9	4.3	100.0	18.0	1.3	13.2	62.4	5.1	100.0	13.9	2.4	12.4	70.0	1.4
D	100.0	14.2	0.9	13.9	62.7	8.2	100.0	13.2	0.6	13.8	59.1	13.3	100.0	13.8	0.4	14.2	62.8	8.8	100.0	14.1	3.3	11.6	64.9	6.1
計	100.0	14.7	1.6	13.3	62.5	7.9	100.0	15.8	2.0	12.8	61.4	8.1	100.0	14.2	1.3	13.4	64.1	6.9	100.0	17.1	1.5	15.5	57.2	8.7
R 3 年	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	15.3	2.1	11.2	59.3	12.0	100.0	15.9	2.7	13.9	58.3	9.1	100.0	14.5	1.7	6.2	67.8	9.9	100.0	12.0	0.7	14.0	68.4	5.0
B	100.0	11.7	1.1	17.0	61.1	9.0	100.0	11.1	2.9	10.0	69.9	6.0	100.0	19.7	0.0	17.2	58.7	4.3	100.0	12.4	0.0	9.8	68.3	9.4
C	100.0	16.8	1.2	16.4	57.1	8.5	100.0	9.3	1.6	15.0	61.6	12.6	100.0	22.9	2.6	21.6	43.9	8.9	100.0	14.0	2.5	6.2	73.8	3.5
D	100.0	11.5	1.1	11.3	66.0	10.1	100.0	14.3	3.3	20.1	61.8	0.4	100.0	22.0	0.0	23.1	41.6	13.4	100.0	16.6	0.0	6.1	75.8	1.6
計	100.0	14.2	1.5	13.8	60.3	10.2	100.0	13.1	2.6	14.2	62.1	8.0	100.0	18.3	1.2	13.9	57.5	9.1	100.0	13.4	0.9	9.7	71.0	5.0
R 3 年	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)	
令和3年	令和4年
40.1	40.9

2 男女別労働者数比率

(%)		
	令和3年	令和4年
男性	42.1	42.0
女性	57.9	58.0

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)	
令和2年度	令和3年度
243.3	242.9